

○東京藝術大学那須高原研修施設規則

〔 昭和57年6月17日
制 定 〕

改正 平成13年3月27日 平成16年4月1日
平成16年6月24日 平成20年4月15日
平成25年10月24日 平成27年5月14日

(設置)

第1条 本学に東京藝術大学那須高原研修施設（以下「研修施設」という。）を置く。

(目的)

第2条 研修施設は、本学学生の教育、研修及び課外活動並びに役職員の研修等のために使用することを目的とする。

(管理運営責任者等)

第3条 研修施設に、施設長、主事及びその他の職員を置く。

2 施設長は、副学長（教育担当）をもって充て、学長の命を受け、研修施設の管理運営を行う。

3 主事は、学生課長をもって充て、上司の命を受け、研修施設の事務を処理する。

4 職員は、学生課の職員をもって充て、上司の命を受け、研修施設の事務に従事する。

第4条 施設長は、研修施設の管理運営について必要がある場合は、学生支援室と協議するものとする。

(研修施設の使用)

第5条 研修施設を使用する者は、第2条に規定する研修施設の目的に沿って、施設、設備等の使用、保全に留意し、その他使用上の諸規定を誠実に遵守しなければならない。

2 研修施設の使用に関する規則は、別に定める。

(施設長への委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、研修施設の管理運営に関し必要な事項は、学長の承認を得て、施設長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和57年6月17日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年6月24日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月15日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この規則は、平成27年5月14日から施行し、平成27年5月1日から適用する。